破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５６２号
函館市上野町37番12号
債務者　残間　慶子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
岐阜県海津市海津町駒ケ江223番地１　サンリバー106号
債務者　佐藤　光明
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
群馬県太田市龍舞町1869番地１
債務者　稲村　良太
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１３７３号
埼玉県桶川市寿１丁目12番１号
債務者　熊谷　初枝
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２９号
さいたま市岩槻区本町５丁目12番23号
債務者　吉田　恒夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３４号
埼玉県新座市畑中２丁目４番９号　レオパレスＮａｍｉｋｉ204号室
債務者　相馬　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３７号
埼玉県久喜市本町８丁目６番18号　ガーデンパレス２―205号、住民票上の住所埼玉県三郷市彦成２丁目３番地１　リパブリックＶ３―103
債務者　神田　典子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５９号
埼玉県和光市白子３丁目26番36号　エイトハイツ102
債務者　市岡　英子（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６６号
埼玉県和光市南２丁目１番12号203　南大和団地
債務者　今井　克幸
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７１号
埼玉県川口市北園町13番１―308号　東浦和マンション
債務者　蛭間　正幸
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９２号
埼玉県川口市並木２丁目32番13号　リュミエール並木101号
債務者　高橋　佑輔
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９７号
埼玉県川口市戸塚１丁目16番12号　スターハイツ東川口102号
債務者　林　　千加
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２４号
埼玉県志木市上宗岡３丁目２番20号ジョイフル・フォー202号
債務者　井出　智美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
埼玉県草加市西町1102番地１　コンフォートＴ・Ｋ301号、前住所埼玉県草加市西町219番地27
債務者　英　　昌宏
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
埼玉県越谷市赤山町１丁目46番地７　ヴィリーブ・ナカジマⅢ202号
債務者　角田　利男
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
埼玉県春日部市西金野井338番地196
債務者　飯村美奈子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
埼玉県越谷市大字恩間145番地４　白川ハイツ102
債務者　小出　功一
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係